

平成 23 年 9 月 28 日

債権者各位

東京都港区高輪三丁目 5 番 2 3 号  
更生会社株式会社ジョイント・レジデンシャル不動産  
管財人 新保 克芳

## 繰上げ弁済 実施要項

当社は、下記実施要項にて、更生計画第 3 章第 4 節 5 による「繰上げ弁済」実施することと致しましたので開示致します。

### 記

1. 繰上げ弁済の予算額：金 3 億円
2. 控除する中間利息の率（予定）：年 5%
3. 繰上げ弁済額の計算：ライブニッツ式計算法による

※ 各債権者の皆様の、更生計画上における第 2 回～第 5 回の更生債権弁済額に下記係数をかけることにより算出され、その合計額が繰上げ弁済額になります。繰上げ弁済を受けた債権については第 5 回目の弁済額の調整を行いません。

### 【ライブニッツ計算法の係数】

第 2 回弁済額×0.9959072306  
第 3 回弁済額×0.9486124918  
第 4 回弁済額×0.9031939971  
第 5 回弁済額×0.8393470610

4. 繰上げ弁済の申出期限：（本日から）平成 23 年 10 月 14 日（金） 17 時迄
5. 繰上げ弁済実施予定日：平成 23 年 11 月末日迄に
6. 繰上げ弁済申出方法：「繰上げ弁済申込書」を FAX または郵送にて提出
7. 合意書の締結：個別に合意書を締結すること
8. 停止条件：裁判所の許可を得ること
9. 繰上げ弁済対象：平成 23 年 9 月 30 日現在において分割弁済の対象となっている債権
  - ① 更生計画第 3 章第 1 節 1 【継続保有不動産（収益物件）にかかる更生担保権】
  - ② 更生計画第 3 章第 1 節 5 【リースにかかる更生担保権】
  - ③ 更生計画第 3 章第 3 節 1①【確定更生債権（一般更生債権）】
  - ④ 更生計画第 3 章第 3 節 1②乃至④【確定更生債権（保証債務履行請求、敷金返還請求権、ホテル保証金・ゴルフ保証金）】

※ 繰上げ弁済対象の債権者様には、後日、弊社より〔繰上げ弁済申込書〕をご郵送させていただきます。

※ 繰上げ弁済の対象は、原則、平成 23 年 9 月 30 日現在の債権額全額を対象とさせていただきますが、債権額の一部につき繰上げ弁済をご希望される債権者様は、個別にお申出ください。

10. 予算額を超える申出があった場合、複数の債権者から申出がなされている場合の措置

- ① 予算額を超える繰上げ弁済の申出があった場合、管財人は控除すべき中間利息の利率について、申出のあった債権者に変更を求めることが出来る。
- ② また、複数の債権者から申出がなされている場合には、もっとも利率の高い債権者（同率の場合は、繰上げ弁済の必要性が高いと合理的に判断される債権者を優先する）から繰上げ弁済を行うことが出来る。

11. 問い合わせ先

株式会社ジョイント・コーポレーション

株式会社ジョイント・レジデンシャル不動産

両社 管財人室

〒108-0074 東京都港区高輪 3-5-23 SIA 高輪台ビル 5 F

TEL：03-5447-3268

FAX：03-5447-3264

担 当：鈴木、南、小林

以 上